



平成26年10月15日

各 位

会社名 株式会社 銚子丸
代表者名 代表取締役社長 石田 満
(JASDAQ・コード3075)
問合せ先 管理部長 大和 竜一
電 話 043-350-1266

事業の一部譲受けに関するお知らせ

当社は、平成26年10月15日開催の取締役会において、株式会社オール・エフより、同社事業の江戸前寿司店2店舗の事業を譲受けることについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 譲受けの理由

当社はグルメ回転寿司事業を展開しこれまで業容を拡大してまいりましたが、今後ますます他社との圧倒的な差別化を図る必要があると考えておりました。このため、グルメ回転寿司業態以外の「立ち寿司」事業を取り込み、事業の多角化と、江戸前寿司の味と技をグルメ回転寿司事業へ継承させ、さらなる質とサービスの向上を図り、かつ企業価値向上を図ることを目的とし、今回の店舗取得に至りました。

2. 事業の譲受けの内容

(1) 譲受け部門の内容

株式会社オール・エフの運営する江戸前寿司店2店舗

(2) 譲受け部門の直前事業年度における経営成績

売上高 585百万円 (平成26年9月期)

営業利益 37百万円 (平成26年9月期)

(注) 経常利益につきましては、事業の一部を譲受けるものであり、店舗別の算定が困難であるため記載しておりません。

(3) 譲受け部門の資産・負債の項目及び金額

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	2百万円	—	—
固定資産	124百万円	—	—
合計	126百万円	合計	—

(注) 上記の譲受け資産の金額は、平成 26 年 9 月 15 日時点での貸借対照表を基準にしており
ます。したがって譲受け期日までに変動する可能性があります。

(4) 譲受けの価額及び決済方法

譲受け価額	245百万円
決済方法	現金決済

3. 譲受けの日程

- (1) 取締役会決議 平成26年10月15日
- (2) 事業譲渡契約締結 平成26年10月15日
- (3) 事業譲受日 平成26年11月16日 (予定)

※株主総会は、株式会社オール・エフにおいてのみ実施いたします。本件は当該会社の事業の一部の譲受けとなるため、当社は株主総会の承認を得ることなく事業の譲受けを行います。

4. 相手先の概要

- (1) 名称 株式会社オール・エフ
- (2) 所在地 千葉県美浜区浜田二丁目38番地
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役社長 堀地かなえ
- (4) 事業内容 寿司・とんかつ飲食店経営
- (5) 資本金 10百万円
- (6) 設立年月日 平成15年10月10日
- (7) 直前事業年度の純資産 72百万円
- (8) 直前事業年度の総資産 309百万円
- (9) 大株主及び持株比率 堀地かなえ 100%
- (10) 当社との関係

- ・資本関係はありません。
- ・人的関係はありません。
- ・取引関係

当社と当該法人の間には、記載すべき取引関係はありません。

- ・関連当事者の該当状況

当該会社の代表取締役社長堀地かなえは、当社の代表取締役堀地速男の子であり、また、当社の支配株主であり主要株主でもあることから、当該会社は当社の関連当事者に該当しております。

5. 会計処理の概要

本取引は、企業結合会計基準上の取得として処理を行うことを予定しており、正ののれんが発生することが見込まれますが、のれんの会計処理が与える影響は軽微なものを見込まれます。

6. 今後の見通し

平成 27 年 5 月期の当社業績に与える影響は軽微であります。なお、今後業績に重大な影響を与えると判明した場合には、速やかにお知らせいたします。

7. 支配株主との取引等に関する事項

- (1) 本事業譲受けは、当社支配株主である堀地かなえが100%株式を保有する株式会社オール・エフから事業の一部を譲受けるため、支配株主との取引等に該当します。
- (2) 当社が、平成26年8月12日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に関する本事業譲受けにおける適合状況は、以下のとおりです。

本事業譲受けの対価の算定は、独立した第三者機関の三好達雄公認会計士事務所の資産査定を勘案し、他の同種の取引の場合と同様に譲受け価額を決定しています。また、本事業譲受けに関して、当社は、当社の意思決定機関である取締役会の経営判断の下、独自に意思決定を行いました。また、当該取締役会には、独立した立場にある社外監査役、山口忠則氏、中嶋克久氏及び守屋達雄氏の3名が出席しており、本事業譲受けを行うとの意思決定が適正にされていることを確認しております。本事業譲受けは当社又は少数株主に不利益とならないと判断しております。

なお、平成26年8月12日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」は以下のとおりです。

「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」

当社の主要株主である堀地かなえは、本人、近親者及び所有する会社が保有する当社株式にかかる議決権の合計が、当社の議決権の過半数を超えることから、東京証券取引所（JASDAQ 市場）の規定する支配株主にあたります。

当社と支配株主との間で取引が生じた場合には、一般取引条件と同様に適切な取引条件で行うことを基本方針とし、特に多額かつ重要な取引については事前に取締役会で十分に審議したうえで業務執行を行うことにより、少数株主の利益保護に努めております。

- (3) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当該譲受けを決議するに当たり、当社と利害関係のない独立した第三者機関の三好達雄公認会計士事務所が合理的に算定した事業価値評価を参考に、当社顧問弁護士事務所の森・濱田松本法律事務所の意見も徴求し、出席取締役全員の賛同を得て承認可決されております。なお、本取引に関する取締役会決議について特別の利害関係を有する取締役はおりません。

また、上記取締役会には、社外監査役である山口忠則氏、中嶋克久氏及び守屋達雄氏の3名すべてが参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

- (4) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本事業譲受けについては、平成26年10月15日に支配株主との間に利害関係を有しない社外監査役の山口忠則氏、中嶋克久氏及び守屋達雄氏より、本件は当社と利害関係のない独立した第三者機関である三好達雄公認会計士事務所が行う対象事業のデューデリジェンス及びそれをもとにDCF

法および類似会社比較法にて合理的に算定された事業価値評価に基づき譲受け価額を決定し行われるものであり、少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を得ております。

以上